

障害者の雇用確保・維持に関する要請書

滋賀県では、障害の有無に関わらずお互いに尊重し、すべての人が持っている力を発揮できる共生社会の実現を目指しており、この共生社会の理念は障害者雇用の根幹にあるものです。

障害者雇用は、障害者自身の経済的自立や生きがいのある豊かな生活につながるのみならず、企業においても、人材の確保に加え、障害者が活躍できる職場環境の整備や多様性への理解が進むことで、すべての従業員が働きやすい職場づくりが促進されるなど、企業の魅力向上につながります。

本県では、滋賀県障害者雇用対策本部において、令和6年3月22日発出の「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書」にある基本方針と具体的な取組内容を通じて、障害者雇用施策を前進させていくこととしています。

また、さらなる障害者雇用の促進を図るため、滋賀労働局と連携して開催する障害者就職面接会や障害者の就労体験(トライワーク)の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っていくほか、好事例の周知や障害の特性に応じた雇用の推進につなげるセミナーを開催し、県内企業における障害者の雇用と定着の促進を図ります。

貴団体には、障害者の雇用の促進と安定に、これまで御尽力いただいておりますが、一人でも多くの障害者がその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できるよう障害者の雇用環境等の整備や職業能力の開発および向上に取り組んでいただくとともに、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、会員企業を有する団体におかれましては、本要請内容を会員の皆様に周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、民間企業の法定雇用率は、令和8年7月より2.5%から 2.7%に引き上げられます。これに伴い、従業員 37.5 人に1人の割合で障害者を雇用する義務が生じますので、引き続き障害者の雇用確保・維持に積極的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

令和7年(2025年)3月24日

滋賀県中小企業団体中央会

会長 北村 嘉英 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三明大造

